

建設環境常任委員会会議記録（概要）

令和元年6月11日（火）

開 会 （午前9時0分）

（執行部の職員の挨拶）

**【議 事】**

○議案第62号「所沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

平井委員

本会議場でも質疑があったが、今回の議案は第4期の市街化調整区域の下水道整備に関する受益者負担の見直しということで、平米1,130円の算出根拠を聞いたと思うが、わからない部分があったので、もう一度お聞きするが、第1期から第3期までは、負担率が44.4%で、審議会の中で第3期と比較して負担が大きいので、こういう案になったということであるが、負担が大きいからこの金額となったという件がよくわからないので、差額が150円の辺りについてもう少し詳しく説明いただきたい。

吉田下水道維持課長

審議会の中では、当初事務局案として負担率44.4%で算出した案を提出していましたが、工事費等の増加により、受益者の負担が大変大きくなるため、審議会の委員から、今回は、負担率の考え方から離れて第3期の負担金額をベースとして算出してはどうかという意見がありました。議

論を経まして、材料費や人件費などの上昇率を第3期事業の負担金額に乗じて算出することで第3期までの受益者との負担の公平性を確保しつつ、財政負担の緩和や受益者の負担軽減を図るために、1平方メートル当たりの金額の1,130円とする答申によりまして、今回、1,130円で提案させていただいたものです。

平井委員

差額については、企業債で補うという答弁があったが、その辺のことに ついても説明いただきたい。

小池経営課長

先ほど、吉田課長から申し上げましたが、44.4%で計算した際には、1,280円と、今回提出させていただきました金額が、1,130円ですので、150円の差が生じてまいります。この部分につきまして、審議会よりどのように負担をしていくのかというご質問がありました。その金額につきましては、企業債で対応したいと考えています。

平井委員

それは約1億円ということで、答弁されているが、この地域は市街化調整区域で大変広いので、平米1,130円となると、平均して一軒当たりの負担がどれくらいになるか計算しているか。

吉田下水道維持課長 150㎡から200㎡の間の土地所有者が多く、15万円から20万円  
ちよつとです。

平井委員 平均すると、200㎡くらいはわかったが、大きな家では、1,000  
万円という話も聞いてそれでも入れてほしいという方があったが、広い畑  
を通ったりすると、負担がすごく割高になるが、そういった方に対する減  
額や免除はあるのか。

吉田下水道維持課長 広大な宅地内で、農産物を生産する農家の負担を緩和するために、所沢  
都市計画下水道事業受益者負担金取扱要綱に基づき、市街化調整区域にお  
ける賦課対象面積が1,000㎡以上を超える土地につきましては、その  
土地が農地、竹林、雑木林などに該当する場合には、申請をしていただ  
ければ受益者負担金の一部の徴収を猶予する制度があります。

平井委員 それは申請主義なので、困っている方への周知はしているのか。

吉田下水道維持課長 今後、住民説明会を開きますので、そのときに説明をさせていただきます。

平井委員 第4期において調整区域でそれに該当する家はどれくらいあるのか。

吉田下水道維 持課長	約150軒が該当する予定です。
松本委員	関連だが、1,000㎡以上が180筆なのか、軒なのか。
吉田下水道維 持課長	土地で見ると約180筆ですが、対象とならない事業所を除いた戸数で見ると約150軒です。
松本委員	<p>いろいろな計算根拠はよくわかるし、第4期までとなると広大なもつと言うならば、家も点在していて受益者の負担が大きくなるが、1,130円はずっと1,000円で来ていて、3期に1,030円に上がって、今回1,130円で100円上がっている。グロスで見たときに、100円も上がるのかというような印象となる。提案よりも150円減らしたんだということも含めて、説明会では十分に説明をお願いしたいことと、1,130円に至るまで審議会での経緯、150円、180円といったやり取りはあったのか。</p>
吉田下水道維 持課長	<p>当初、1,280円ですと、第4期事業の方々の負担が大きすぎるということで、事務局として数案用意してほしいということで、その次の審議会において3案を用意しました。それが、1,100円、1,130円、</p>

1, 150円の3案を用意して、審議会で議論をお願いして、1, 130円の根拠というのが、工事費における人件費や材料費の高騰、平均すると1割程度ですが、それが根拠として妥当ではないかということで1, 130円に決まりました。

島田委員

この差額分のところは、企業債で埋めていくという話があったが、企業債となると、言い換えれば借金となるが、市全体で進めていくべきだとは思いますが、市全体での形となってくると市街化区域の人たちもその差額の穴埋めをしていく形になるのかどうか。

小池経営課長

市街化区域の方々にも当然のことながら、企業債ということなので、ご負担をいただくこととなります。このことにつきましては、市街化区域に下水を導入したときから、多額のお金を投入しています。これは、市街化調整区域、第1期、2期、3期につきましても、同様に投入があります。これは利用者の皆さんでご負担をいただいておりますので、今般につきましても同様にご負担いただくことでご理解いただきたいと考えています。

島田委員

今までのことを考えると、相殺するというイメージなのか。金額的にも当初の市街化区域のときや市街化調整区域のときと同じイメージで、金額的にも同等な感じになるのか。

小池経営課長

導入した金額の比較というのは、対象者も当然違いますし、当時の工事費とか、そうしたのも全く異なっている状況ですので、きちんと比較しているという状況ではありません。しかしながら、市民の皆様の生活環境を向上していく目的自体は変わらないというところでご理解いただきたいと考えています。また、私どもといたしましても、さまざまな経営改善を行っておりますので、そうしたところから、少しでもこうした、1億円であるという、年では400万円くらいを超える金額を償還していく必要が出てまいります。上下水道局として、自主財源の確保に努力をしている次第です。

村上委員

この1億円部分については起債で賄う、その大きな前提とすれば、調整区域といえども一般財源で、きちっとそこを援助していくという話でいうならば、都市計画税を使ってもいいのではないかと。一般財源の部分について起債をかけて、事業そのものは市街化調整区域であるから、都市計画税は使えないが、全体の資金繰りの中からいわゆる自己負担がある、片や一般財源がある、事業として充当する一般財源の部分について、都市計画税を充当するという考え方はないのか。

小池経営課長

一般財源の投入につきましては、下水道事業が市の特別会計であったときの話ということでご理解いただきたいと思います。その際であれば、そういった都市計画税の有効活用というのも何らかの形で検討ができたか

もしれません。しかしながら、現在は局と一般会計は完全に事業が分かれており、都市計画税として市の一般財源から私どもにもらう用途は、雨水対策などに限定されています。先ほど申し上げた、皆様全体で、という意味は利用者からいただく下水道使用料の中から皆様でご負担をいただく必要があるものと考えています。

村上委員

一般財源のほうで起債をかける考え方はないのかと聞いている。

小池経営課長

一般会計からいただいている都市計画税につきましては、用途が限られているということもありますので、今それを充当するという考えでの会計処理は行っておりません。

村上委員

考え方として、調整区域の下水道整備について、受益者負担金のほかに、起債をかけなければならない。この起債をかけなければならない1億円というのは、一般会計からその分を繰り出してくると。

小池経営課長

繰り入れでその1億円の穴埋めをすることはできません。先ほど申し上げました、下水道使用料そういったものの中から補填財源を捻出して、それを起債に当てているということになります。

荻野委員

3期までは負担率44.4%をベースに考えて検討してきたということ

だが、今回は結果的には、人件費や資材の高騰分をベースに判断されたということなので、今後第2次の計画について、何年か先になるかと思うが、その負担金の金額を決定するに当たっては、従来の負担率という考え方から離れることになるということによいのか。

吉田下水道維  
持課長

第1期から第2期、第3期と異なり、3期と4期の間で、東日本大震災の復興や、東京オリンピックなどがあり、今までになく急激に工事費が上がっている状況です。そういったことで、今までの負担率という概念から離れて、工事費等の上昇分を加味し負担金の改定をお願いすることとしましたが、今後につきましては、やはり、その都度、そのときの社会経済情勢等により審議会で決定していくことになると思います。

荻野委員

調整区域は一筆当たりの敷地が広いお宅も多いので、かなり世帯によっては負担が大きくなるという事例もあると思うが、現在は3期の計画期間中ということで、これまで1期、2期と進めてきた中で、やはりなかなか負担をしなければならないが、収めることができないという事例もあったかと思うが、これまで未収金となってしまったものであるとか、場合によっては時効で欠損になってしまった部分もあるかと思うが、その辺の実績について伺いたい。

吉田下水道維

これまでの第1期から第3期までの収納率ですが、第1期で98.6



持課長 3%、第2期で98.72%、第3期は今のところ事業継続中なので、確定しておりません。あと、不納欠損につきましては、平成29年度、こちらは24年度賦課分なんですけれども252万円、28年度で339万円、27年度で230万7,000円です。

荻野委員 4期については、平米当たり100円単価がアップするというので、これまでよりもかなり負担が大きくなる家庭もふえてくると思うが、そういったことによって、収納率に影響が出るといった議論など特に審議会ではなかったのか。

吉田下水道維 審議会では、特にそういった話は出ておりません。

持課長

松本委員 計画的に進めていって、配管されてくると、「うちはいらない」という選択肢はあるのか。

吉田下水道維 都市計画決定しているので、選択することはできませんし負担金は賦課  
持課長 されます。整備することとなります。

村上委員 今まで負担率でやっていたものが、今回変わったということだが、負担率をなくした工事原価の上昇という根拠で数字を積み上げた。審議会の中

身からいうと、市民の負担増の懸念をしているということになると、今後は、やっぱり市民の負担増というものをどう考えるか、どう見るかによってこれが変わってくるというそういう方向性になるのか。たとえば、もっともっと工事費が上がっていく、本来はもっと必要なのだが、審議会からこれでは負担が大きい、抑えろということになると、起債がふえていくという方向性になると思うが、その辺は審議会の中の雰囲気とか、上下水道局としての考え方はどのように考えているのか伺いたい。

肥沼上下水道  
局次長

ただいまの議論は審議会の中でもありまして、今回の率から額への変換なんです、これについては、あくまでも今回だけという形で議論がされていますので、今回のやり方をスタンダード化するような形ではなく、あくまでも4期に限ってという形で審議会からは意見をいただいております。

島田委員

今回だけといっても、また、人件費や工事費が上昇してしまったら、その都度考えてということになると、今回だけと言いながらも、やっぱり同じようなやり方をとる可能性もあるということでしょうか。

肥沼上下水道  
局次長

それについては、今後、新たな事業がまだ決定されておられませんし、また、その際に審議会でも議論される内容かと思っております。

中村上下水道  
事業管理者

市街化調整区域の第1次分というのは、1期から4期までわかれています。ご承知のとおり、1期、2期、3期は負担率44.4%でありましたが、それは結果であって、第1期分が44.4%の負担率でやったら1,000円だったということ。2期目も44.4%でやったら1,000円だったのでまあいいだろうということで、例えば、2期目に44.4%で計算した額よりも上がっていたとすればその時に議論になっていました。たまたま、同じような金額で3期がいていたので、なんか、44.4%がフィックスみたいな形になっていますが、結果的に金額で見ていたものです。やっぱり負担が1,000円だからいいよねという話で。今回は44.4%でやったら250円上がったので、これはずっと下水道を長く待っていたにもかかわらず、東日本大震災やオリンピックで物価が上がった時に上げてしまっているのかということがあるので、やっぱりそれは1期、2期、3期と4期の人とのバランスを考えたときに、44.4%でやってしまうとあまりにもそれはひどいのではないかとということで、工事費の上昇分くらいは、4期の人にはみてもらわないと、逆の不公平感も出るので、今まで44.4%でやっていたのに、ずっと同じというのではいけないということもあったので、10%程度の上昇については負担をしてもらうということで審議会の中で話がまとまったんだと思います。今後の第2次分をどうしていくかということについて、第1次部分の受益者負担金の推移等を勘案しながら多分決めていくものと思っていますので、2次部分がどうなるのか決まっておきませんので、下水道の整備をするのかとい

う部分も含めて審議会の中で議論されると思いますけれども、いずれにしても、市街化区域も調整区域も市民が住んでいてやっぱり、公衆衛生の向上という、いわゆるシビルミニマムをどうしていくかという議論になっていくと、第2次部分のところについても、良好な公衆衛生の環境をつくっていなければならぬと思っていますので、その手法が、公共下水道で行くのか、合併浄化槽というものできちんと放流先を確保してあげるかどうかという議論があるかと思いますが、いずれにしてもそんな形で2次分についてもきちんとやっていくんだらうなということと、あわせてやっぱりそのときも受益者負担を少なからず市民の方にはお願いしてと思っています。

島田委員

そうはいつでも、もともとは受益者負担である。今の話を聞いていると、負担率はともかく、基準となる負担金額が1,000円ぐらいというところを感じたのだが、今後も負担率ベースで考えると上がる場合には、今回のようなやり方でなんとなく1,000円ぐらいで収まるような方策にしてみたり、あるときは、もう一回従来型に戻して利用者負担の原則でというような形で、基準が2つ存在するような感じで、非常にわかりにくいので、さっきの市全体で考えれば、市街化区域だろうが、調整区域だろうが関係なくて、下水道が全て入ったほうが良いと思うが、今までの議論を考えると利用者負担という話の中でしてきたので、そこはあまりその都度やり方が変わってしまうと、市街化区域の人からの不平、不満がでてくる恐

れもあるので、そのところは1本筋を通すところがないとまずいのではないか。

中村上下水道  
事業管理者

それも含めていろいろな考え方があってと思いますので、審議会等の中でこれから議論して、合意形成を図ってまいりたいと考えています。

荻野委員

1点確認だが、ヒアリングの際に資料が配布され、その中で1番の林一丁目の中に区画整理が予定されているエリアがあると思うが、これについては今回の計画には入らないということによいか。

岩崎下水道整  
備課長

この中には入りません。

**【質疑終結】**

**【意見】**

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第62号について反対の立場から意見を申し上げます。今回の値上げというか、分担金、負担金についてはいろいろ努力されていることは認めますけれども、本来、下水道整備というのは、地方自治体の役割でありまして、都市計画法75条1項でも、この利益を受ける限度において、事業において要する費用の一部を、利益を受けるものに負担させることができるという、できる規定であることか

ら、本来は市町村の役目であると思っています。その中で、平均的に15万から20万の負担を強いることに対しては、やはり負担が大きいという意味で賛成できないので反対します。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第62号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第63号「所沢市公共下水道事業分担金条例の一部を改正する条例  
制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

荻野委員

第4期の整備計画区域に入っている世帯で、3期の区域と隣接しているところもあるかと思うが、そういった方が来年度以降は負担金も上がってしまうので、上がる前に一括払いでもいいから下水につなぎたいという人もいるかと思うが、そういったことの周知等は考えていないのか。

吉田下水道維  
持課長

林地区にそういう場所もあるのですが、周知は特に今のところしていません。区域外ということで分担金でつないでもらえれば今度の受益者負担金からは外れることになります。

荻野委員

なかなか今から希望しても難しいことになるか。

吉田下水道維  
持課長

もし、今浄化槽等をお使いでしたら工事期間もそんなにかからないので、今からでも間に合います。ただし、受益者負担金ですと分割になるのですが、分担金となると一括となる違いがあります。

荻野委員

100円上がるので、面積によってはかなり違ってくる家庭もある可能性があるが、説明会の中でもこういった話をされて、一括でもいいから今

やっちゃいたいという考え方もいるかもしれないので、それについて説明  
会の中でそういったお話をすることはできないか。

吉田下水道維  
持課長

今のところ、処理区域内でなければ土地所有者に接続義務はないので、  
こちらから下水道につないでくださいと案内や積極的なお願いはしませ  
んが、説明会等で、隣接地の方から質問があれば、接続可能です、という  
話はしたいと思います。

**【質疑終結】**

**【意 見】**

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第63号について反対の立場か  
ら意見を申し上げます。議案第62号と同じ理由で反対します。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第63号について、挙手多数により、原案のとおり可決すべきもの  
と決する。

休 憩 (午前9時49分)

(説明員交代)

再 開 (午前9時50分)



○議案第59号「所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

平井委員

この改正は消費税に伴うものなのか。

池田資源循環  
推進課長

今回の条例改正のうち、事業系一般廃棄物の処理に関する部分と産業廃棄物の処理に関する部分につきましては、審議会の答申を踏まえて当時の処理原価の消費税相当額を含めて全体で7割相当額をいただくのが妥当だという答申をいただいておりますので、それに基づいた改正となります。し尿の収集運搬の手数料につきましては、消費税率の改正に伴うものになります。

平井委員

し尿の場合、減免対象があるといっていたが、減免が生保と災害とその他市長が認めるということで3通りあるということだが、3年間ぐらいの減免の方の人数がわかれば伺いたい。

池田資源循環  
推進課長

ここ数年は生活保護世帯の減免を取り扱っておりまして、おおよそ20世帯で推移しているところです。

平井委員

生保だけか。

池田資源循環

そのとおりです。

推進課長

平井委員

災害は。

池田資源循環

災害等での減免はありません。

推進課長

平井委員

その他市長が認めるというのはどうか。

池田資源循環

その他市長が認めるものについても、現在のところありません。

推進課長

平井委員

269世帯のうち、申請主義なので、し尿のお金を払えない方もいると思うが、生保の方はよいが、ボーダーラインの世帯についても、お金をもらっているという認識でよいか。

池田資源循環

何をもってボーダーラインかというのも、難しいところがあります。平

推進課長

井委員ご指摘のとおり、申請で承っていますので、例えば、生活保護世帯でない状況を踏まえて何かしらの申請があった場合は、審査し、その他市

長が認めるものに該当するか否かという判断になろうかと思えます。

**【質疑終結】**

**【意見】**

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第59号について反対の立場から意見を申し上げます。消費税がらみということで、本会議場で荒川議員が指摘をしていた問題ですけれども、30年前、中井市長のときですけれども、3%消費税の増税の上乗せ条例については、22条例中4条例を残して全部否決をした経過がありまして、この30年間所沢市は消費税が上がっても、原価の中に含めて消費税そのものは値上げをしてこなかった経過があります。そういう意味から、今回初めて消費税の上乗せをするということで反対をしたいと思います。

**【意見終結】**

**【採決】**

議案第59号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午前9時56分）

（説明員交代）

再開（午前9時57分）

○議案第60号「所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例  
制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

議案第60号で消費税に関係するのは、別表第6と第7と第9でよろしいか。

保坂建築指導  
課長

消費税関係は、別表第6と第7と第9でございます。

平井委員

議案資料ナンバー2の93ページで、現在は、住宅展示場になっているが、若狭地域にモデルハウスが初めて造られたときに住民から反対運動が起きた。モデルハウスが1棟しかたたないと聞いていたが、その後に何棟もたったのはどういうことか。その辺の経過について伺いたい。

保坂建築指導  
課長

住宅展示場につきましては、当初から、モデルハウス20棟とセンターハウスとトイレを建築する計画でした。用途地域の特例許可を受け、順次モデルハウスが建てられたということです。

平井委員

建て替えるときに必要な建築物をつくるときには利害関係者からの聴取が必要だとあったが、どういうことなのか説明してほしい。

保坂建築指導課長 議案資料ナンバー2の93ページの1の制度ですが、過去に特例許可を受けた建築物の増築等と必要な措置を講じた日常生活に必要な建築物を建築する際の手続きにおいて、許可制度が新たに2つ創設されました。

ご質疑の「必要な措置を講じた日常生活に必要な建築物」ですが、その用途地域に建てられない建築物であったとしても、周辺住民の方々が日常生活を送るために必要とされるもので、過去にも全国的に許可をしてきているような建築物で、住環境の悪化を防止するための必要な措置が講じられたものは、建築審査会の同意は必要なくなります。ただし、周辺への影響を考慮し、利害関係者からの意見聴取は必要となります。

平井委員 利害関係者というのがわからない。

保坂建築指導課長 利害関係者からの意見聴取ですが、一般的には公聴会と言われております。市が公聴会を開催し、利害関係者から意見を伺うという手続きです。

平井委員 具体的にそのような流れでつくられた建物はあるのか。

保坂建築指導課長 市民文化センターミュージアムが用途地域の特例許可を受けております。建築物の用途は劇場ですが、その用途地域では劇場自体が建てられないという事で特例の許可を受けています。

また、市民体育館ですが、建築物の用途としては建てられる用途地域でありますが、面積の上限が決められてまして、それを超える規模の建築物ということで市民体育館につきましても許可を受けております。

平井委員

公的なものが多いのか。

保坂建築指導  
課長

用途地域の特例許可につきましては、建築基準法の特例許可の中でもハードルが高く、影響も大きいことから、実際には市の建物の方が多いです。

平井委員

議案資料ナンバー2の94ページで、5階建ての古いビルを工事する場合、2回に分ければいいというような話があったが、その辺について伺いたい。

保坂建築指導  
課長

5階建ての事務所ビルの1階部分を事務所から店舗に用途変更したいといったときに、店舗部分につきましては建築基準法に定められた店舗としての仕様にするのですが、2階から上の事務所部分についても、その規定が適用されるため、実際の工事としては建物全体に波及するようなケースがあり、そういった場合に今までは、全体を一度に改修しなければなりませんでした。この認定制度を使うことにより、先行して店舗だけの改修を行い、二期工事としまして事務所部分の改修をするというように段階的に行うことにより事業者側にとっても費用が分散化でき、計画的に改修が

できるという制度でございます。

平井委員

途中で資金がなくなった場合はどうなるのか。

また、店舗だけできて資金がなくなった場合どうなるのか。

保坂建築指導  
課長

認定後、その工事が計画どおりに行われなかった場合、相当の猶予期限を設け、改善措置を命じます。それでもやらなかった場合については、認定を取り消すこととなります。その時点で現行法に適合していない場合は違反建築物となります。

建物全体を認定していますので、店舗だけできて資金がなくなった場合もこうした措置をとることになると思われま。

平井委員

5階建てを3階建てにすることは可能か。

会沢建築指導  
課主幹

今回の法改正といたしましては、既存建築物の一部を用途変更する想定となります。例えば、3階建ての建築物の一部を用途変更して使うということも当然想定はされます。この既存建築物が建ったときは適合でしたが、その後の法改正によって一部分が現行法に適合しなくなってしまった建築物を既存不適格建築物と呼びますが、一部を用途変更する場合には建物全体を現行法に遡及させなければいけないという原則論があります。

これまでは、用途変更を行う部分以外も一度に現行法に適合させる工事

が必要だったところを、段階的に行うことができるようになるもので、規模については3階建ての場合もありますし、5階建ての場合もあるということになります。建物自体が既存不適格の場合というところが今回の中心の話になります。

**【質疑終結】**

**【意見】**

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第60号について反対の立場から意見を申し上げます。先ほど申し上げた別表6、7、9は消費税がらみということで、今まで所沢市が頑張って30年間、消費税が増税されても、消費税の上乗せをしてくれなかったのに、10%になったときにかけたということで反対いたします

**【意見終結】**

**【採決】**

議案第60号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午前10時14分）

（説明員交代）

再開（午前10時19分）



○議案第61号「所沢市都市公園条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

消費税に伴う条例改正か。

市村公園課長

今回は5%から10%に伴う消費税の料金改定です。

平井委員

議案資料ナンバー2の96ページの備考を見て思ったが、そもそも公園の中に何かを売るような施設をつくることは可能だったのか。

市村公園課長

従前から都市公園法第5条で設置は可能でした。

平井委員

公園の規模も関係するのか。

市村公園課長

従前から面積は特に定まっていませんので、小さい公園でも大きい公園でも建蔽率2%以内であれば設置は可能です。

平井委員

キャンディを売るような屋台のようなものも可能か。

市村公園課長

現在もマルシェという形で開催されております。

平井委員

5㎡だと1カ月どのくらいの賃料か。

市村公園課長

850円になります。

**【質疑終結】**

**【意見】**

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第61号に反対の立場から意見を申し上げます。消費税10%増税の上乗せに対して、消費税3%導入の際には、議会でも否決をして所沢市の22の条例のうち、18条例は上乗せをしないということが決まっております、この間の5%、8%のときも原価の中に含みこませて消費税の増税をすこなかったという経緯から、今回初めての10%増税の上乗せということで反対意見といたします。

**【意見終結】**

**【採決】**

議案第61号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第64号「市道路線の認定について」

○議案第68号「市道路線の廃止について」

谷口委員長

議案第64号及び議案第68号については、一括議題とし、一括審査としてよろしいか。

(委員了承)

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

平井委員

市道4-1366号線は、この間、できた道路のことか。

田中建設総務  
課長

3月に供用開始した道路でございます。

**【質疑終結】**

**【意 見】** な し

**【採 決】**

議案第64号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第68号については、全会一致、可決すべきものと決する。

谷口委員長

○議案第65号「市道路線の認定について」

○議案第69号「市道路線の廃止について」

議案第65号及び議案第69号については、一括議題とし、一括審査としてよろしいか。

(委員了承)

**【補足説明】** な し

**【質 疑】** な し

**【意 見】** な し

**【採 決】**

議案第65号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第69号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第66号「市道路線の認定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第66号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第67号「市道路線の認定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

島田委員

売り払った後の利用方法と売却額について伺いたい。

田中建設総務  
課長

申請者から一体利用したいと理由で申請がなされております。現状は申請者の土地が畑で使われております。売り払った場合の価格は、ご議決をいただいてから実際の売り払いの手続きに入りますが、路線価をもとに算出いたしますとおよそ240万円で算出しております。

【質疑終結】

【意 見】なし

【採 決】

議案第67号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第70号「市道路線の廃止について」

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

島田委員

売り払った後の利用方法と額について伺いたい。

田中建設総務

申請者から一体利用したいとの理由で申請がなされております。その後

課長

大規模開発の相談がありまして、倉庫をつくるような話でございます。

過去の売り払いの価格を参考にしますとおよそ160万円を見込んで  
おります。

島田委員

大規模でどのくらいの倉庫か。

田中建設総務

案内図7で申し上げますと、市道2-502号線の点線で、その左側

課長

に道路のような形状をまたいでくる大きさを、一般国道463号に隣接し  
た形で倉庫を開発する計画です。

**【質疑終結】**

**【意 見】** な し

**【採 決】**

議案第70号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙２の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 （午前１０時３７分）



## 特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和元年第2回（6月）定例会

### 建設環境常任委員会

- 1 環境との共生について
- 2 環境保全について
- 3 みどりの保全・公園の整備について
- 4 廃棄物の減量・資源の循環について
- 5 住宅・住環境について
- 6 市街地整備について
- 7 土地利用について
- 8 道路について
- 9 健全な水環境の保全《河川・水路》について
- 10 上水道について
- 11 下水道について